

# MY企業年金通信

区分	DB	DC	その他
内容	法令等	制度	運用
必須ご対応事項(※)	あり		なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

## 「働き方改革」の実施スケジュールと企業に求められる実務対応について

### ポイント

詳細に関するセミナーを東京・名古屋・大阪で開催します <次頁(裏面)ご参照>

### 1. 「働き方改革」関連法等について

- 「一億総活躍社会の実現」に向けた働き方改革(※)を推進するための「働き方改革関連法」が成立し、2019年4月1日から順次施行されます。

(※) 背景(厚生労働省資料より抜粋加工)

「働き方改革」は「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指したものです。

### 2. 「働き方改革」関連法等の実施スケジュール

- 「働き方改革」関連法等の施行スケジュールは下表のとおりです。

		施行時期	現在	2019/4/1	2020/4/1	2021/4/1	2022/4/1	2023/4/1
働き方改革関連法(義務)	企業独自の働き方改革(任意)			すべての企業(実施中)				
	時間外労働の上限規制(*1)			大企業		中小企業(*5)		
	その他労働時間法制見直し(*2)			すべての企業				
	同一労働同一賃金関連(*3)			大企業(*6)		中小企業(*5)		
	中小企業の月60時間超時間外割増賃金率引上げ(*4)							中小企業(*5)

(\*1) 告示から罰則付き法律へ格上げ。36協定届様式も変更

(\*2) 年次有給休暇の年5日取得義務、フレックスタイム制拡充、高度プロフェッショナル制度、管理職含む労働時間の客観的把握義務等

(\*3) パートタイム労働法はパートタイム・有期雇用労働法に変更

(\*4) 中小企業への猶予措置廃止

(\*5) 中小企業の範囲は労働基準法第138条と同じ

(\*6) 労働者派遣法の改正は中小企業も含む

・2019年4月1日施行の政省令等は、一部を除き2018年9月7日に公布済み

・2020年4月1日以降施行の省令等(上記の一部を含む)は、労働政策審議会の審議等を経て定められる予定

<次頁(裏面)に続きます>

ポイント

3. 企業に求められる実務対応

- ・法律上義務付けられる「働き方改革関連法」（70年ぶりの労働法制の大改正）への準備と実施が必要です。

(例)

- ・休日労働含む労働時間管理
- ・管理職含む労働時間の客観的把握義務
- ・年次有給休暇の年5日確実な取得義務
- ・正規・非正規労働者の賃金制度等が、「同一労働同一賃金ガイドライン案(※)」を踏まえ、許容される内容か確認

(※)厚生労働大臣告示として指針化される予定

4. 企業年金（DB・DC）制度に係る対応

- ・「働き方改革」に伴う就業規則等の変更が、企業年金制度に及ぼす影響や規約変更の必要有無の確認が必要です。

(例)

- 「雇用形態変更」や「高齢者の就業促進に伴う定年延長」
- 「加入者資格」や「給付設計」等の企業年金制度に及ぼす影響の有無の確認
- (それに伴う)規約変更の必要有無を確認

企業年金セミナーのご案内

本誌内容の詳細に関するセミナーを、東京・名古屋・大阪にて開催します。  
(本誌内容は **第一部 13:30~15:00の講演**で取り上げます。)

ご参加を希望される場合は、当社の法人営業担当者宛てにご連絡ください。  
皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

	東京	名古屋	大阪
開催日	2019年 1月25日(金)	2019年 1月29日(火)	2019年 1月30日(水)
時間	13:30~17:00 (13:00受付開始)	13:30~17:00 (13:00受付開始)	13:30~17:00 (13:00受付開始)
会場	東京都千代田区丸の内 2-1-1 明治安田生命ビル4階 MY PLAZAホール	愛知県名古屋市中区 新栄町1-1 明治安田生命名古屋ビル 16階 会議室	大阪府大阪市中央区 伏見町4-1-1 明治安田生命大阪御堂筋ビル 4階 大会議室